

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和8年5月28日	
契 約 件 名	BL08自動試料交換機の試料搭載数拡張 一式	
契 約 金 額	6,160,000円	
契 約 の 相 手 方	茨城県取手市神住698-2 (株)富士サービス	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 TEL 029-284-4473	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	物質構造科学研究所中性子科学研究系では、J-PARC MLF BL08に設置された超高分解能粉末中性子回折装置 SuperHRPDを用いた実験を行っている。付属の自動試料交換機はKENS時代の装置を移設したもので、製造から30年以上が経過し、駆動機構の摩耗やドライバ電源の老朽化による不具合が頻発している。そのため、モーター交換やドライバ更新など早急な保守対応が必要である。また、MLFの1MW級運転に伴い処理試料数が増加しており、現行の最大10試料から搭載数を拡張し、ユーザー利便性とビームタイム効率の向上を図ることが求められている。	
随意契約の理由	当該自動試料交換機は、製造から約30年が経過したユーザー実験用の重要装置であり、KEK内には設計図面などの詳細資料が残されていない。昨年度、製作元である株式会社富士サービスに機能拡張を依頼し、概念設計を完了している。本機能拡張および保守作業は限られたビーム停止期間中に実施する必要があり、装置構造や駆動機構への深い理解、既存部品の適切な評価能力、試料数増加に対応した改良設計の実績が求められる。株式会社富士サービスは、本装置を1996年に設計・製造した唯一の事業者であり、詳細技術資料を保有し装置特性を熟知していることから、短期間で的確な機能拡張と安定運用を実現できると判断し、契約相手方として選定する。	